

堀河院の御時百首の歌めしける時

上野理

題は金葉集巻頭歌の詞書の一部をとった。堀河百首の勧進から奏覽への過程、その目的や勧進者等の考証や推察を意図している。しかし、「堀河百首」という書物の成立過程はまったく問題にしていない。

後拾遺集と金葉集とのあいだに、大きな変動を認め、和歌史を区分しようという試みも可能かもしれない。だが、筆者はその時点を、拾遺集前後の變の歌から晴の歌への変化に認め、それをうけた、後拾遺集の新しい試みが、堀河百首や金葉集にうけつがれている、両集の関係は深く、歌壇史的にも後拾遺集歌壇が堀河百首の時代に復活し、金葉集を形成するのだと考えている。この証明にはまだ多くの証拠と論理を必要としているので、その準備として堀河百首の基礎的な諸問題を考え、それをとおして、この期の和歌やそれをさえた歌壇の特色を論述することにしたい。

注 「後拾遺集と金葉集」(『国文学』昭和四〇年三月)

1

石田吉貞氏も指摘しているが、徒然草文段抄に「堀河院の百首

は両度の百首あり。初度の百首は權大納言藤原公実勧進也」とあり、慈延の堀河院初度百首抄には「頭書古本奥書曰、此百首和歌実ニ非勅誥、唯春宮大夫公実發起、各隨喜輩詠之、於彼大夫家被講之、其後及叢聽、切統之、仍号ニ堀河院百首」とある。つまり、発起人は公実で当時の歌人がそれにしたがい、その後に堀河天皇が聞きつける。そして切統をした。本来は勅命に出たものではなかったという説である。慈延のいう古本の奥書は、橋本不美男氏の紹介している書陵部所蔵の鷹司本の奥書などを考えればよいのだろう。この本は近世末の書写ではあるが。

元応元年九月

日以九条二品隆教卿本校合□事注付之

俊頼朝臣自筆本書寫了、於朱砂点者以肥後公家本移了云々

件肥後公家本点ヲハ此事ニハ不点ヲ懸

此百首和歌実非勅宣、唯春宮大夫發詞、各隨喜之輩詠、於大夫家被講之、其後及叢聞、令覽之、被切統之、仍号堀川院

百首云々

題者江納言
此說不審誰人說哉 戸部在判

正応三年九月七日戌刻書寫了

馬品中郎將藤原朝臣書判

三条大納言本紙伝來（花押）（鷹司政通）

己春写、初一両枚愚筆、終吉顯筆

右の奥書によれば、正応三年（一二九〇）以前にこうした説があり、またすでにこの説不審なり、誰人の説なるかと疑うものもいたのである。

注一 「堀河院百首の成立その他について」（『国語と国文学』

昭和九年九月）

二 「堀河院御時百首和歌伝本考」（『文学語学』昭和三八年九月）

勸進なり披講なり奏覽なりの年次考証の資料は明確なものがなく、右のような所伝を重視することになるのである。よく堀河百首が康和年間に成立したようにいわれるが、根拠は群書類從の注記らしく、それ以上のことはわからぬ。康和年間説がどこから出たか、いまのところ不明というほかはないが、この程度のものなら、ほかにもあり、橋本氏^{二解}が紹介した書陵部所蔵本（江戸初期写）には尾に△長治元年▽とあるのである。

2

諸本の奥書や勘定についての検討は、ひとまずおき、堀河百首の成立を論じるさいにかならず問題にする今鏡の記載を考えることにする。

また時の歌詠み十四人に、百首の歌、おのの奉らせ給ひけり。男・女・僧など、歌人皆名顕れたる人々なり。題は匡房中納言ぞ奉りける。この世の人、歌詠むなかだてには、それなむせらるなる。尊勝寺造られ侍りける時、殿上人花鬘あてられて侍りけるに、俊頗歌人にておはしけるに、百首歌案せんとすれば、五文字には花鬘とのみ置かるゝといふと聞かせ給ひてへふびむの事かな▽とて、免かせ給ひけるとぞ聞え侍りし。

組題は匡房が提出し、その時期は尊勝寺が作られたときであつたといい、天皇から花鬘の調達を命じられた俊頗はどうしてもそのことに心をうばわれ、百首に苦しんでいたので、同情をうけて花鬘の方は免除になつたというのである。この所伝には一二の疑問がある。まず尊勝寺は白河法皇の勅願寺であつたのなぜ堀河天皇が殿上人の俊頗に花鬘を科したかということである。第二に尊勝寺の落慶供養は康和四年（一一〇二）七月二一日であつたから、花鬘を命じられたのはそのしばらくまえのことである。そのころ題が出され、百首を考えていたことになるのだろうが、出題者大江匡房が太宰府から帰京したのは六月一三日でその間、四〇日であり、あわただしそぎないかといふ心配がある。かりに、今鏡や古來の所伝のうち△題者匡房▽を否定しても、彼は歌人であるから、太宰府にいる匡房に作らせるのが無理である以上、条件はほとんど変化しない。すくなくとも、堀河百首の勧進は康和四年六月一三日以後のことではなくてはならぬ。

△尊勝寺造られ侍りける時▽は他に考えようはないものだろう

か。寺が造営されたときというと落慶供養の行われたある一日を思ふ。だが、寺は一日にしてならない。その後も、堂塔は増加していく。つまりある幅をもたせて考へるべきなのである。花鬘はたしかになにかの供養のおりに懸げられるが、尊勝寺における落慶供養はたった一度のことではなかつた。天皇が殿上人に花鬘を命じるそんな供養をさがしてみるべきであろう。中右記によると、長治元年（一一〇四）二月二九日に天皇は尊勝寺に一切經を供養している。金堂にはこの時花鬘がかけられていた。また、同じく中右記長治二年一二月一九日の条には、尊勝寺で阿弥陀・准提・法華の新堂が供養されたが、子育ての准提堂は天皇がとくに祈願して建立し、特別な供養が行われ、匡房が頤文を書いたと記録されている。他にもこうした例を発見することができるだらう。今鏡が書かれた数十年後になつて尊勝寺が造られつあった数年間を△尊勝寺造られ待りける時▽といふことは十分に考えられることがらである。

3

ほほ百年ほどの正治二年（一一〇〇）に俊成は「後鳥羽院初度百首」に、定家らが作者として加えられるよう院に奏状を書いた。和字奏上である。文中、作者の年令にふれた部分があり、堀河院の御時、国信・師頼・師時みな年三十餘のものどもにてこそ候へ。俊成・基俊は五十のよはひにて候ひき。匡房は六十のよはひにて候けむ。

逆算して、堀河百首の成立年次を算出する方法が考へられた（石

田氏前掲書）。本稿は善本といわれる静嘉堂本によつたが、文章から考へ、年令は概数を記したと見るべきであろう。国信・師頼・師時が三〇歳になつたのは、それぞれ承徳二年（一一〇九八）・承徳元年（一一〇九七）・長治三年（一一〇六）で、一〇歳以上のひらきがあるので、△みな年三十餘▽といふ記載は不都合である。匡房が六〇歳になつたのは康和二年（一一〇〇）で、以上は公卿にのぼつたために、年令は明瞭だが、俊成・基俊の場合は推定年齢である。俊成がこの時、五〇歳であったことは、百首中の彼の述懐題長歌に△（前略）かかる憂き身のつれもなく経にける年を数ふればいつの十になりにけり▽とあるので裏書きされるが、彼の生年は不明で、天治二年（一一二五）四月に完成を奏上したと考へられている。一度本金葉集の巻末歌に、散本奇歌集には△金葉集の奥に、御覽じあはれべとおぼしくて、書きつけはペリケル▽とある。

七十になるまで、つかさもなくてよろづにあやしきことを思ひつゝけて

ななそちに満ちぬる潮のはまびさし久しうよにも埋れぬるかな右の歌から七〇年を逆算して生年を推測し、さらに五〇歳である長治二年（一一〇五）が算出されるが、一度本金葉集の成立年次の推定に誤りがなく、正治奏状の記事が正確で、しかも、俊成の二首の歌に詠まれた七〇・五〇という歳が概数ではなく、みな正確であるという多數の前提の上に立つものである。長治二年前後であるという証拠にはなつても、俊成の年令からではそれ以上は無理である。基俊の場合も同様である。無名抄の所伝によると、

康和五年になるが、古今著聞集にしたがえば長治二年、百人一首

一夕話の説では長治元年となつて、正治奏状の記載を信用しても

明確にはならない。

注 井上宗雄・松野陽一両氏「正治二年俊成卿和字奏状」（『和

歌文学研究』昭和三八年七月）

続本朝通鑑が当時一部にいわれていた康和年間成立を否定したのは、作者の官位記載を論拠にしたのであつた。石田吉貞氏もこの方法を採用している。

正二位行權大納言兼春宮大夫藤原朝臣公実卿

正二位行權中納言大江朝臣匡房卿

正三位行權中納言源朝臣国信卿

參議正三位行右兵衛督源朝臣師頼卿

從三位行修理大夫藤原朝臣顯季卿

散位正四位下源朝臣顯仲

正四位下行越前守兼中宮權大進藤原朝臣仲実

從四位上行木工頭源朝臣俊賴

從四位上行右近權少將兼備中權介源朝臣師時散位

從四位下藤原朝臣顯仲

散位從五位上前左衛門佐藤原朝臣基俊

權少僧都永緣

阿闍梨伝燈大法師位隆源

前齋院肥後

高倉一宮紀伊

前齋院河内百合花

右によつて五〇歳の春を迎えたことがわかるのである。仲実は永
久六年（一一一八）三月二六日に六二歳で卒去したと中右記にあ
るので、五〇歳は長治三年となるのである。ここに推定はない。
ただ俊頼が五〇歳の老をなげいた長歌について、仲実の六句体
の歌があり、同じく五〇歳を詠んでいるのが少し気になる。偶然
というより二人が相談したとみるべきで、仲実の五〇歳というの
も概数であるかもしれないが、いまは五〇歳は、正確なもので、
最終段階において手を加えたと考え、長治三年春以降に成立した
と推定する一つの根拠にしたい。

仲実の年令によると正治奏状のうち師時・基俊はあるではまる
が、国信・師頼・匡房は適当とはいえない。正治奏状の記事は矛
盾しあつており、この部分はあまり信頼することはできない。

右は一六人本の群書類從本によつたが、一四人本には源顯仲と
永縁の記載がない。この流布本である慶安版本と比較すると、さ
ほど大きな相違はなく、師頼のところへ右兵衛督源朝臣▽が△右

兵衛督兼備中権守△と兼官を書き、師時の△右近権少将△が△右近権中將△となり、ちょっとして書きあやまりと考えられる程度の相違であるが、堀川百首肝要抄のようないく△越前守藤原仲実△右京権大夫源俊頼△右近衛中将源師時△權律師隆源△とい

う記載を持った伝本のあることも注意しなくてはならない。肝要抄の官位記載はたとえば俊頼は右京権大夫であったことはなく、左京権大夫の誤りであつたとしても、彼がその官であつて、師時が中将であった時期はありえないというように、それ自身矛盾を持つものなので肝要抄の記載を信用すべきだ、考慮すべきだということにはならないが、流布本の記載は堀河百首が奏覽されたときのものがそのまま伝えられているのかどうかといった疑問をいだかせるのである。いつたいつつ、だれが堀河百首という書物にまとめ、どのような方法で官位を記したのか。なぜ諸本間に異同が生じたのか。伝本研究を主題にしていない本稿では解決することのできない問題である。

いまは、この官位記載は、後人の所為であるかもしないと考えておこう。彼が奏覽の年次を正しく記憶していたかどうかも不明である。しかし、ある時と思惟しはあるいは判断してその時を基準に官位を記述したのであろう。まず、上限を考えるが、康和五年以前のものは省く。

康和五年正月二日 従二位権中納言国信は正二位となつた。
同年八月一七日 正二位権大納言公実は春宮大夫を兼ねた。

長治元年一月一八日 修理大夫顯季は從三位に叙した。

兵衛督兼備中権守△と兼官を書き、師時の△右近権少将△が△右近衛中将△となり、ちょっとして書きあやまりと考えられる程度の相違であるが、堀川百首肝要抄のようないく△越前守藤原仲実△右京権大夫源俊頼△右近衛中将源師時△權律師隆源△という記載を持った伝本のあることも注意しなくてはならない。肝要抄の官位記載はたとえば俊頼は右京権大夫であったことはなく、左京権大夫の誤りであつたとしても、彼がその官であつて、師時が中将であった時期はありえないというように、それ自身矛盾を持つものなので肝要抄の記載を信用すべきだ、考慮すべきだということにはならないが、流布本の記載は堀河百首が奏覽されたときのものがそのまま伝えられているのかどうかといった疑問をいだかせるのである。いつたいつつ、だれが堀河百首という書物にまとめ、どのような方法で官位を記したのか。なぜ諸本間に異同が生じたのか。伝本研究を主題にしていない本稿では解決することのできない問題である。

いまは、この官位記載は、後人の所為であるかもしないと考えておこう。彼が奏覽の年次を正しく記憶していたかどうかも不明である。しかし、ある時と思惟しはあるいは判断してその時を基準に官位を記述したのであろう。まず、上限を考えるが、康和五年以前のものは省く。

康和五年正月二日 従二位権中納言国信は正二位となつた。
同年八月一七日 正二位権大納言公実は春宮大夫を兼ねた。

長治元年一月一八日 修理大夫顯季は從三位に叙した。

同 年一二月二七日 備中守仲実は臨時除目で越前守になつた（殿暦）。

同一年三月一六日 左京権大夫俊頼は木工頭に任ぜられた（中右記）。

右が上限となる。官位記載は各種の補任で確かめてみて、けつしていいかげんなものとは思われない。仲実・俊頼・師時は朝野群載「朝儀下 殿上月奏」長治三年正月の条に長治二年一二月現在で

正四位下行越前守兼中宮権大進藤原朝臣仲実 上日六 夜六
従四位上行木工頭源朝臣俊頼 上日一九 夜十五
従四位上行右近衛権少将兼備中介源朝臣師時 上日廿八 夜廿四

とあり、堀河百首の記載が正確でまた正式なものであることがわかるのである。ただ源顯仲の場合、康和四年七月二日に従三位になつてるので、正四位下はどうせんそれ以前でなければならない。上限を決定する資料にした国信以下六人の記載を疑がうよう、伯顯仲が疑がわしいと考えるべきであろう。続本朝通鑑も疑問とし、石田氏も伯顯仲と永縁の二人はへ後人の手で体裁を一にする為にいい加減に加へたものではなからうか△と考へてゐる。四人本には伯顯仲と永縁はないが、矛盾するのは伯顯仲だけはどうしてそうしたことがおこつたか、堀河百首という書物の成立過程に關することなのかどうかということとも、まったく不明である。肝要抄などの異文が存在することなどからも、全幅の信頼は

おけないが、これを記載したものが、いつを基準にしていたかといふことは考えておく必要があるのである。

下限は、

長治三年（嘉承元年）三月一日 匠房は権中納言を去つて
太宰權帥となつた。

同 日 師時は右近權少將より右中將に進んだ。
右の匡房と師時によつて決定することができる。

以上によつて堀河百首が計画されて奏覽にいたつた年次はほぼ推定できる。今鏡の記事によれば、大江匡房が太宰府から帰京した康和四年六月一三日以後で、尊勝寺の金堂等の落慶供養の行われた同年七月二一日よりも、長治元年二月二九日や翌二年一二月一九日前後であつたほうが都合がよい。仲実の述懐歌をそのまま信用すれば長治三年春前後。官位記載からは長治二年五月二九日から翌三年三月一日の間、誤差をみこんでその前後という月日が導きだせるのである。論文ではないのでくわしいことはわからぬが、和歌文学辞典の年表が△長治末～嘉承一、堀河院百首和歌奏覽か▽といい、群書解題が△長治二年春から翌三年春までの間に奏覽されたものであろう▽という推定はほぼ妥当なものであろう。おそらく、堀河天皇が准提堂を供養した長治二年一二月一九日前後（つまり、発起はそれよりはやく、奏覽はその後）のあたりがもつとも蓋然性が高いのではないだろうか。

△堀河院の御時百首の歌めしける時▽を明確にするには、その目的や発起者、撰者の問題と相関させる必要がある。歌壇の状態やその志向を考えておこう。堀河百首が発起され奏覽されたのは康和長治という堀河天皇期の末期である。白河天皇期の歌壇はすでになんどものびているよう、その近習によつて占められていた。すべてのものが政治の問題に結びつき、政治による解決がのぞまれた時代であった。彼等は撰家に抵抗して合法的に律令制を回復しようとして、古代への復帰を叫んだのである。すでにその傾向を強めていた和歌に、経世の思想が持ちこまれ、聖代を憧憬するものとして内裏歌合を催し、後拾遺集を編纂したのであった。

注 「後拾遺集成立における撰者の役割」『文学語学』二一号

白河朝の親政は中下級貴族の支持をうけて意外な成功をおさめると、近臣達はさらに自由な、今度は律令制にとらわれない、政治形態を要求する。ここに院政がはじまるが、律令制と同行した晴の歌を従前のよう尊重し利用することもなくなつたのである。また院政は親裁を延長したものでありながら、同時に、強力な政治権力を集中したわけではなく、むしろその逆で、内裏をうしろだてとして撰家は力を回復し、政治権力とともに一時的には、歌壇も院と内裏と撰家に三分したのであった。（注）撰家は王室との関係を強調し、撰閥政治の正当さを主張する。過去の栄光を誇るる花物語がこうした歴史の間隙に成立し、その登場人物である経信や伯母などが中心となって大規模な懷古的な歌合を披講する。また内裏では、あらたに外戚となつた村上源氏が力をえ、若い天

皇や中宮のお気にいりとして源国信などの近習が雅会を開くこと
もあつたのである。

注 「俊頼——父の薨するまで」(『平安朝文学研究』昭和三七年一月)

堀河百首が背景とするのは堀河朝末期の康和長治の時代である。院庁の権力は日を経て強大になつたが、康和元年に関白師通、同三年にその父関白師実が死去した。具体例は省略するが政權はまったく院に移つたのである。内裏にも院の庁の勢力が入りこむが、それにさきだつ承徳二年(一〇九八)の茨子入内がこの面での大きな出来事である。茨子は政の近臣公実の妹で、院の命令で入内したのであり、内裏の近臣の構成も変化するのである。また歌壇も、前代に活躍した経信、通俊、顯房等は他界し、攝家歌壇は老衰していた。白河院のほうでも、郁芳門院が永長元年(一〇九六)に薨じてからは委細不明の歌会が康和三年に一度行われたにすぎなかつた。内裏をのぞくとふるわず、歌壇は再編成の時期を迎えていたのである。

内裏歌壇の場合もやはり新しい変化が認められるのである。国信や仲実が私邸で小規模な歌合を催すことはあつたが、これらをのぞくと、從来の近臣だけが集会して天皇や中宮のもとで歌会歌合を披講するということはたえみられないのである。内裏に院の近臣が入りこみ、新しい近臣層を形成し、同時に歌壇は一つにまとまつたのである。その構成内容が変化していることはいうまでもない。康和四年閏五月の堀河院艶書合からその間の事情をう

かがうことにしたい。

艶書合というものは、男から女に懸想文を出して返歌をとり、贈歌と答歌のできばえを競う趣向であるが、堀河百首の歌人一六人中一〇名がこれに参加している。僧籍にある永縁隆源と太宰府にいた匡房の三人をのぞくと、一三人のうち一〇人が参加したことになり、両者の関係の深さが理解できる。この歌合は後世、その名称や趣向ゆえに著名であり、注目されているが、規模はけして大きなものではなかつたらしい。殿暦の著者右大臣忠実はそれに参加せず、△小和歌会▽が催されたということだけを記録している。攝家の忠実が出席しないのは、内々の歌会であつたためであろうが、注目すべきことである。また從來内裏のこうした内々の雅会に顔を見せたことのない公実・顯季・顯仲が参加しており、近臣の構成、歌壇の構造が変化していることを気づかせるのである。この人的構成のうえでは一番左歌を詠んだ公実をやはり注意すべきである。彼は二ヵ月前の三月に同腹の弟保実を失つており、喪に服すべきおりで、参内はできないはずであった。

なぜ喪に服さずに新趣向の艶書合などに出席するのか。この疑問は容易に解決することはできない。院や天皇の殊遇をうけ、重要な地位にて職務上それができない、そのような理由によるのであろうが、具体的には不明で、推理しても臆説にとどまるものである。無用な臆測かもしれないが、筆者は、喪に服さず、艶書合に加わったことを、女御茨子の入内や鳥羽院の誕生と結びつけと考えている。実弟の死は三月、艶書合は閏五月、皇子誕生は翌五年正月である。女御は上皇のあとおして天皇の寵をえ、中宮は

しりぞけられていたのである。妹が皇子を生むかもしれないと聞けば、喪など服してはいられなかつただろう。この規格はずれの陽気な歌合に皇嗣誕生を待つ、近臣たちのめでたい氣分は認められないだらうか。もちろん、臆説にこだわることはすまい。しかし、公実が当時、政界においても、歌壇においても重要な人物であつたことは無視することができない事実である。

6

皇子が康和五年正月一六日に誕生した。のちの鳥羽天皇である。天皇は母が后でないのに、七夜に非例の御養産をし、法皇は二十五日に御幸して皇子を見ている。同日母の女御英子が卒去すると、皇子は白河院にひきとられ、まもなく、立親王を経て太子となつた。親王家の家司や春宮坊の諸司には公実が勘別當、東宮大夫となつたよう、頤季・為房・頤隆をはじめとする院司・院判官代・院殿上人といふ、いわゆる院の近臣たちが多數補せられたのである。天皇は病弱で皇子がなく、法皇が重祚を考えていた時代であった。

長治元年になると中宮御所で御会が催され、院侍臣の鳥羽殿の歌会も行われたが、東宮御所での歌会を注意したい。四月二七日に東宮殿上で「庭松久縁」がよまれ、同年夏には東宮藏人所で「鶴有遐齡」が作られている。序文が「扶桑古文集」に伝えられているのみで詳細は不明であるが、前者は藤原敦宗の作、後者は紀行康の名になっているが、実は大江匡房が作り与えたものと注されている。小規模ではあっても形のととのつたものであつたの

だろう。他にも、年次は不明であるが、同書に藤原実兼作の、東宮大進頤隆の宿所で披講した「秋情在菊」題和歌の序文もあり、侍臣たちのみなみならぬ関心がうかがえるのである。大進頤隆はのちに「夜の閑白」といわれる院政の実力者、葉室頤隆であり、他の近臣との関係はのちにのべるが、東宮藏人は弟の長隆があり、東宮和歌における頤隆の役割は重要視すべきである。

頤隆にはさらに重要なことがあつた。長治二年三月四日に百首和歌を東宮御所で披講したのである。作品は残っていないが、さきの藤原実兼の書いた序文が伝えられている。

春日於左監門藤次将青園直蘆、詠百首和歌序 □□黒主玄孫赤丸実兼也

近世歌仙之輩、各有百首之和歌。或謂繼柿本之余風、或謂伝山辺之遺塵。蓋斯道之再昌也。爰左監門藤次將、屬暇日相戲云、見賢思齊、雖愚所羨也。我等試欲定寸陰於半日之程、繼六義於百篇之跡。敢不顧後日嘲、只為催遇境之興也。已出言約沈思忽成。未刻出題、秉燭修篇。聊走短筆、以記大概。于時長治第二之年、暮春之四日而已。

写本で伝わる「和歌真字序」におさめられた序文であるが、「大日本史料」天永三年四月三日「六位藏人藤原実兼卒ス」の条に合載されている。青園は青闇で東宮を意味する。東宮と関係のある左監門藤次將となると、やはり大進頤隆であろう。頤隆は当時、左衛門権佐で正防鷹河使、左少弁、播磨介を兼ね、正五位下であつたのである。

なぜ頤隆は百首和歌を行つたのか、序文の記述は具体的とはい

えない。また堀河百首とこの東宮百首とはどちらが早いか。顕隆の生涯から考へても両者が無関係であったとは考へられない。父の為房が白河院の近臣であったことや、伯母の光子が堀河天皇の乳母であった関係で、寛治元年（一〇八七）一七歳で院藏人となり、殊遇をうけてへ夜の閑白へと成長するのであるが、東宮との関係も深い。女御英子は康和四年八月に著帯の儀をすませると彼の五条高倉第に退下して東宮をうみ、その後同所に卒去したのであるが、すぐにつけられた乳母のなかに彼の妻の播磨君がいたのである。顕隆のこうした履歴をみ、そして、堀河百首の歌人達を考えると、公実顕季らにたいし、顕隆は院庁と東宮御所の両方における下僚であり、面倒をみてもらった従二位光子は公実の室なのである。序文を書いた実兼の場合も同様で、実兼は母方の関係で公実をはじめとする堀河百首の歌人達と親族であり、そのうえ学問のうえでは大江匡房を師と仰いでいたのである。どちらがさきになり、どちらがあとになつても、あとになつたものが、さきの百首の存在を知らなかつたと、考えることはできない。

あとの百首は先行の百首の影響を受けたはずである。推察するに先行したのは顕隆の東宮百首であろう。序文は近世歌仙が百首和歌を作つてゐるのでそれをまねたといつてゐる。△近世△といふ言葉は、△當時△△当代△と違う。今日、△近世△は江戸時代を、△近代△は明治大正をさし、昭和に入つても戦後をさすことはないのである。「近代秀歌」も大納言経信から父俊成の秀歌を撰び、その間の時代を近代とよんでいる。ただ、後拾遺集の序文は古今後撰両集の時代にたいして、その後の時代を△近き世△と

いつており、△今世△をどうも包摂しているよううけとれるが、それ以前の時代と対比した表現であり、一般的なことではない。すくなくとも、仮りに成立していいたとしても、一、二年前以上はさかのばれない堀河百首や同時代の歌人をさして△近世歌仙之輩、各有百首之和歌△という表現をしたとは考へられない。また公実らの堀河百首を無視してこうした記述をしたということはすでにのへたように、なおさら考へにくことがらであつた。

十分な論証はできないが、この時代の歌人達には和歌の歴史のうえでも新しい時代を迎えたという考へがあつた。△近世△は後拾遺集の時代、つまり天暦から応徳の時代ではないであらうか。百首を詠じた歌人を近世から撰ぶとする、顕隆らの庶幾した近世歌人は源重之らであつたであらうと考へられてくるのである。重之は東宮時代の冷泉院に△重之帶刀にてはべりし時、春宮に歌召しければ△という百首を奉つてゐる。東宮百首はこれを想起したのではなかろうか。おそらくそれと前後する曾丹・順・恵志・和泉式部らの百首をいつしょにして近世歌仙の百首と考えたのであらう。

堀河百首は顕隆らの東宮百首の影響をうけたはずである。その△近世△△当代△と違う。今日、△近世△は江戸時代を、△近代△は明治大正をさし、昭和に入つても戦後をさすことはないのである。「近代秀歌」も大納言経信から父俊成の秀歌を撰び、その間の時代を近代とよんでいる。ただ、後拾遺集の序文は古今後撰両集の時代にたいして、その後の時代を△近き世△と

ぶわけもない。侍臣たちは和歌が好きだったのだろうが、むしろ当時の和歌観として歌会を催すことに特別な意義を認めていたと考えるべきであろう。彼らは東宮が健やかに成長することを祈る。聖天子となることを祈る。侍臣たちはこうした願望を現在持つていることを主張したい。東宮のためならばという、東宮御所につとめる彼らの姿勢を主張できるものがあるならばなんでもいいのである。このよくななかで顕隆らは△近世歌仙の百首和歌▽を思い出したのである。序文を書いた実兼は一度聞いたことはけして忘れぬという秀才だが、それに気づいたのはだれか、顕隆か実兼かということは無用な詮索である。細かなことはもとよりわからないが、東宮侍臣と彼らを統率する東宮大夫公実とのあいだに、東宮にたいする考え方には大きな差異があったとは思われないのである。院や天皇や貴族たちがこぞってまちわひた皇子である。こういう天皇になつてほしいという公約数的な願望のなかで、歌会が行われ、百首が作られたのである。さらに公実や顕隆らの東宮関係者は、政治をも栄花をもそこも集中したい。いずれはすべてのものをその組織のなかに組みこみたいとも思ったであろう。

和歌は久しい以前から完全に晴のものになっていた。公実はかつて白河朝に天皇や通後らと親政の樹立に尽力し、その一環として行なわれた歌会歌合に参加している。摂家が再度の没落にあり、院庁が強大になり、内裏にその勢力が侵入し、妹の茨子が入内し彼は近臣の筆頭となる。東宮が生まれ、彼は大夫となつた。親族でその因縁浅からぬ頤隆が大進となり、彼を中心に行なうというのは後世的な考え方である。勅撰集が作られるには、それなりの条件がある。彼は公実を見習つたであろう。とにかく、東宮御所で百首の歌会を張行したのである。公実は、その意義を正しく知り、顕隆と同じく、源重之らがかつて春宮時代の冷泉院に百首を奉つたことを思うかべたことであろう。

堀河百首勅進の目的や発起者を明確にしようという試みは、その性質上、百万言をついやしても、考証するのは不可能なのかもしない。東宮百首の影響を受けたものと見なし、これを主宰した顕隆と公実との関係を各方面から論じてみても、勅進者は公実で同じく東宮の成長の祈つたものというは、推論として蓋然性をもつものにすぎないのである。しかし、古本の奥書きや古注には、△ただ春宮大夫公実発起し、各々隨喜の輩これを詠す。かの大の家にて披講すべしという所伝があるのである。十分とはいえないが、所伝と推論とはあい補つたがいに万金の重さを与えているのである。

編纂物の撰者が不明の場合、権力者を据えると蓋然性を持つものがあるので、注意するべきであるという。公実は當時もつとも有力な貴族である。だが他の実力者を考えることはできるだろうか。白河院は和歌にはほとんど興味をよせていない。現実に政権を集中しているディスボットは歌会を催し、歌人に百首を詠ませても、なんら加えるものはないのである。天皇は病氣がちで、その動機を明確になしがたい。かりに命じるのなら百首よりも勅撰集が帝王の仕事にふさわしいであろう。勅撰集の準備ではなかつたかと考へてみても、勅撰集に先立つて百首を行なうというのは後世的な考え方である。勅撰集が作られるには、それなりの条件がある。

必要であるが、康和長治期の天皇や近臣に、天皇權の伸長増大を願い、すべてをその機構のなかにおさめようという積極的な意欲があつたなどと考へることはできない。それならば、他の歌人はどうであろうか。撰集の場合と同様で、この発起者は歌人としての才能をとくに考へる必要はない。たとえば、俊頼や基俊を考えようとしても、まずその動機すら発見することはできない。

また、堀河百首の人撰は、院や天皇の意向が加わっていることは、偏向しており、撰家といふことも、まったく考へられない。また、俊頼や基俊がしたとしては、公実・匡房・国信・師頼・顯季・伯頼仲ら公卿の歌を集めているのが妙であり、国信かと思つても院の近臣が多くて腑に落ちない。

いろいろな場合を空想しても、現在のところ、古來の公実説に随うのがもつとも合理的のようである。東宮大夫公実は東宮百首に影響されて伝えられるように勧進し、彼の家で披講したと考えてよからう。彼が依頼すれば、大江匡房は勅命でなくとも、気軽に承知して題を撰定することであろう。第一流の歌人を集めることも彼にしてはじめてできることであろう。顯季と匡房は公実と同じく院庁の初任の別當であるが、顯季は公実の父実季の養子となりさらに公実の母の妹で後拾遺集撰者通後の妹でもある経平女を妻としている。通後の死んでいるが、公実には叔父にあたっている。そして隆源と師頼妻は通後の甥と姪で公実のいとこである。佐頼仲は通後の弟と姪で公実のいとこである。室光子の妹を妻としている。さらに、河内は妹茨子の女房というように公実の親族姻戚は多く、今日判明するだけでも多数の関係者を発

見することができるのである。これは、後拾遺集歌壇の関係者でもあり、院庁の関係者もあるのである。堀河百首の歌人は彼らのほかに、天皇の外戚である村上源氏の師頼・師時・国信・顯仲の旧近臣、それに俊頼・基俊・永縁・紀伊・肥後という歌人が参加したのであり、院の勢力を加えた新しい近臣の構成員が新しい歌壇を構成し、堀河百首の歌人になったといえよう。だが、小規模であつたと思えぬ堀河百首の人的構成が、内々のものといわれる艶書合以上に、小規模で偏向していることに注目すべきである。たとえば艶書合にみえた俊忠・忠教ら撰家関係者の名前は見えない。俊忠は御子左家長家の孫。忠教は前閑白師実男である。内裏歌壇が公実の関係者でしめられる傾向にあつたことを考慮にいれるべきであるが、この非常にかたよった人撰は、公実が勧進し彼の邸で披講された、はじめは勅命によつたものではない、という所伝にそつて、公実の主体的な役割を認め、彼の意向を反映していると考えるべきであろう。

し、集つてからも全体の体裁を整える。こうした編者の仕事を公実はしただろか。実際の担当者は別人と考えるべきであろう。召しかかえているものに実務をさせたかと考へるよりも、俊頬がその任にあつたと考へたいと思う。石田吉貞氏はこの堀河百首が祐子内親王家紀伊集に「左京権大夫百首」と記るされていることを重視し、△源俊頬がその創案者であり勧誘者であつたと考へたい」と前掲書でのべている。左京権大夫は俊頬である。紀伊集の記載は他の所伝よりも信憑性を認めるべきであろう。しかし、堀河百首の二九首の前におかれた△左京権大夫百首のうち△といふ記載は、けして理解しやすいことがらではない。書写的誤りがないにしても、(註)十分に委をつくした記載でないのではないか。あるいは紀伊がただそう思つただけではないのか。そんな疑問を感じさせるのである。

注 夫木抄三二巻、鼓の部に△左京権大夫百首△中の△うちならず人のなれば△の歌がとられ、△顕季卿すゝめける百首△と注されている。△左京権大夫△を△修理大夫△と誤つたものであろうか。紀伊集・夫木集研究の成果をまちたい。

俊頬が発起したと考えにくいことはすでにのべた。しかし、俊頬はすぐれた歌人であるのに、百首に思いなやみ、とくに花鬱献上を天皇から免除されている。不思議なことである。歌を作るほかに、なにかを心配する立場にいたからではないかと思う。またすでにのべたように、述懐歌を俊頬は長歌、仲実は旋頭歌で詠じている。古今集のおりに歌を奉るよう命じられた貫之は歌にそえ

る長歌をよんだ。永久百首の場合にも、勧進者兼撰者の仲実は、述懐を長歌で詠じてゐるのである。堀河百首の俊頬や仲実は他の歌人と同じようにたんに百首を詠じたのではなく、百首の成立に責任を持つ立場にあつたものと思う。俊頬の所収歌はすぐれているというよりも特殊である。肝要抄が指摘しているように述懐歌が多い。述懐百首とよぶべきものである。△沈倫△をなげく百首の型式を踏襲したわけであるが、他の歌人はその点に留意しているとは思われない。おそらく勧進者公実の委嘱をうけて実務をまかされたのであろう。公実と親交のあつたことは散木集にうかがえ、△また太政大臣殿の近衛の家に新院の東宮と申しける時おはしましけるころ、大夫公実の宿所で遊ばれけるに、人々酔ひさまされてまはる△をみて△、顯隆の父為房が詠んだ連歌に公実に代つてつけたものを收めている。公実や俊頬のはたらきが、それぞれの歌や、堀河百首という作品にどんな影響を与えたか、十分検討すべき問題であるが、方法を改めることとし、次回にゆづる。

△觀聞△の時期を推測するのは困難である。近臣が参加しているから、東宮百首をまねて公実が発起し、彼の邸で披講したことをつけさに天皇はしつていたかもしだれないが、所伝は、公実邸での披講後觀聞におよんだという。俊頬の花鬱を許したという今鏡の記事をどう理解するかということになるが、尊勝寺落慶供養のころ、俊頬がひきつづき編集責任者として奏覽の準備をし日時のおわれて体裁をととのえる仕事をしていっているのであろうか。落慶供養は、現在のところ、長治二年一二月一九日の尊勝寺の阿弥陀・准提・法華三堂のそれをさすものとしたい。

子育の准提堂は天皇がとくに祈願をこめて建立し、匡房が願文を書いているのである。俊頼は堀河百首のために特別の配慮をうけたのは、供養の日程がきまり、俊頼らがこれから工面して花鬘を作ろうという時期。天皇は当時病氣がちで、供養は予定よりもおくれるとも、早くなることはないから、一二月一九日にあまり近づけずに、秋か夏のころであろう。

奏覽は仲実が五〇歳になる長治元年正月以後、匡房や師時の官位がかかる三月一日以前の間となるが、五〇歳は概数であるかもしれませんので、長治二年も考慮に入れるべきであろう。長治二年五月二九日以降、三年三月一日の間に奏覽を経たと見るべきであろう。東宮に縁のふかいことを思うと、はじめて内裏に来てしばらく滞在した長治二年一二月二十五日から翌年二月七日の間が重要な時期に思われてくる。何の記録がなくとも、勅撰集の場合を考えれば不思議なことでもないが、内裏には覺行法親王や祐子内親王の不幸もあり、天皇も病氣がちがあるので、奏覽は内々に行われたと考えるべきであろう。奥書の伝える「叙聞令覽之被切続之」の「被切続之」というのは、天皇がしたというのだろうか。詳細は不明である。

細部にわたると、不明な点が多く、考証は困難である。奏覽後の切続をみとめ、俊頼・仲実らがその任にあつたとすると、叡聞・奏覽を東宮百首と公実百首に近づけることも可能である。叡聞・奏覽・切続の細かな時期や俊頼の役割などを具体的に考えようとするとき、不明な点が多くいたずらに推測を重ねることになる。後考をまちたい。

9

ほぼ同様な方法や資料を用いながら、現在定説視されている、「新説」にたいし、「旧説」を支持することになった。つまり、成立を康和四・五年に第一次、長治元年四月より年末に最終的成立という二次にわたる成立を考え、発起したのも、題を撰んだのも俊頼とする石田吉定氏の説やその二次説を繼承し、歌壇にたいする考察を加えて勅撰集の撰進の準備としてまた從来の百首歌を組題に仕立てる創意をかねて、堀河院歌壇で最終的には国信が中心になって行ったという、特殊な場と中心人物と目的とを考える橋本不美男氏の説にたいし、意見を述べている。骨子は種々の条件から推察して、堀河百首の奏覽は長治三年正月から三月一日までの間とするのが妥当である。この百首は長治二年三月四日の葉室顯隆の東宮百首の影響を受けたと考えられる。成立過程にかかる古來の所伝は重視すべきもので、公実の役割は大きい。ほぼ以上でつきる。紙数の都合で明確にすることはできなかつたが、これが両氏の説との相違点になろう。だがはじめに述べたように、本稿は「堀河院の御時百首の歌めしける時」を考えながら、康和長治期の歌壇の特質を叙述しているのである。ふれえたかった問題も多く、伝本研究やその面での成立論をまたねばならぬ問題も多いが、堀河百首という書物の成立過程と、勅進から奏覽への過程とは、現在のところ、容易に結びつけることができないのではないかと考え、後者の解明に徹してみたのである。